

A

国民年金制度の基本的事項

～適用・保険料編～

日本年金機構

令和8年4月

目次

1. 年金制度について
2. 被保険者
3. 資格の取得・喪失
4. 届出
5. 保険料
6. 免除制度・追納

1. 年金制度について

公的年金はみんなが加入し支え合う制度

主なメリットは、以下のとおりです。

1 老後を支える終身の年金

- 生きている限り受け取れる一生涯の保障です。

2 万が一に備える保険としての年金

- 病気やケガで障害が残った時の「障害基礎年金」や
家族の働き手が亡くなった時の「遺族基礎年金」があります。

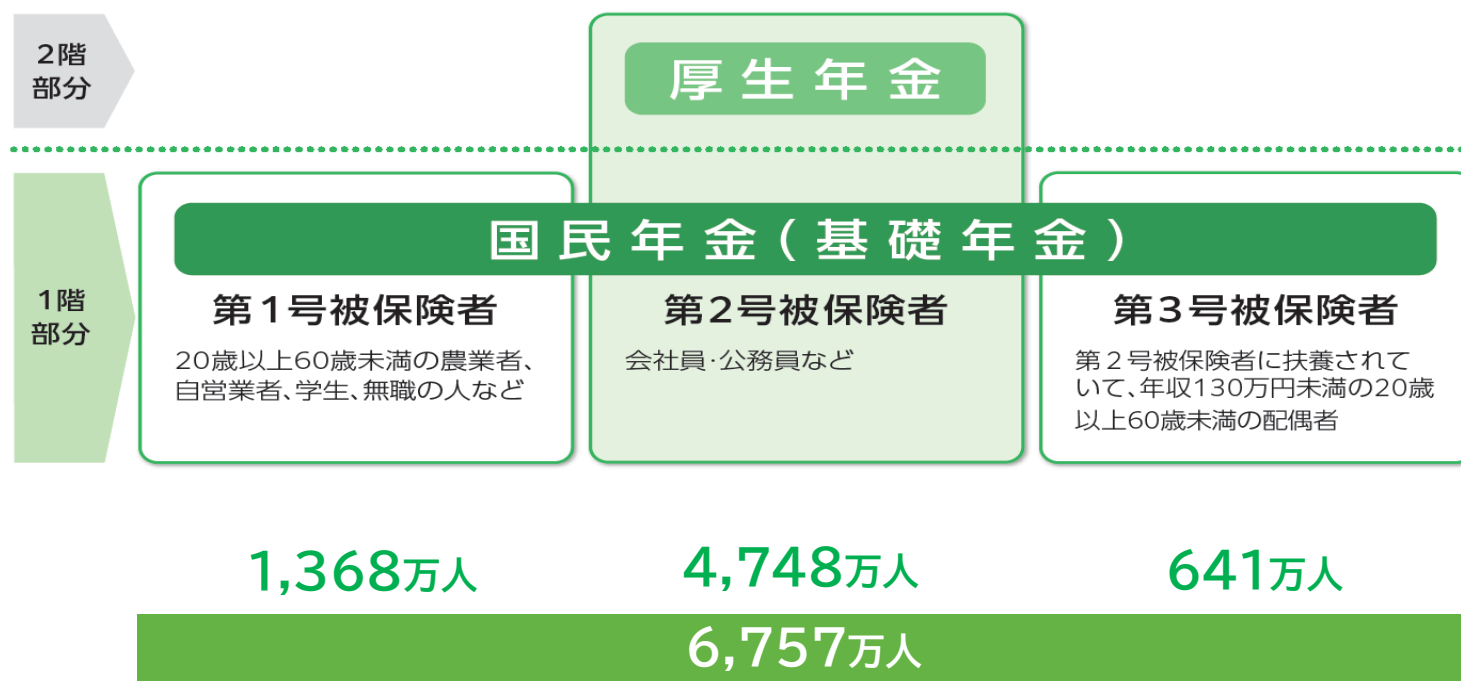
3 税控除の対象

- 納めた保険料は、全額、社会保険料控除の対象になります。

公的年金制度は2階建て構造

公的年金は、1階部分の国民年金（基礎年金）と、2階部分の厚生年金があります。

第1号から第3号まで日本の公的年金加入者は、約6,757万人です。



<参考> 令和8年4月版「知っておきたい年金のはなし」

加入する年金制度

1. 国民年金 「基礎年金」 (1階部分)

2. 厚生年金保険 「厚生年金」 (2階部分)

2. 被保險者

強制加入の被保険者

国民年金法で定められる被保険者の範囲に該当すれば、本人の意思に関係なく被保険者となります。

被保険者の種別

第1号被保険者

第2号被保険者

第3号被保険者

強制加入の被保険者

第1号被保険者

日本に住所を有する**20歳以上60歳未満**の方で、
第2号被保険者又は第3号被保険者に該当しない方。

→ 自営業者、農業者、学生、無職の方など

住所要件は  **あります！**

令和2年4月1日から、日本国籍を有していない方のうち、在留資格が「特定活動（医療滞在又は医療滞在者の付添人）」や「特定活動（観光・保養等を目的とする長期滞在、又は長期滞在者の同行配偶者等）」である方は、第1号被保険者及び第3号被保険者の適用から除外されます。（日本年金機構に「国民年金第1号・第3号被保険者適用除外届」の提出が必要です。）

強制加入の被保険者

第2号被保険者

会社や官公庁等にお勤めの方で、
厚生年金保険に加入されている方。

→ 会社員、公務員など

住所要件は  **ありません！**

強制加入の被保険者

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。

住所要件は → 令和2年4月以降あります！

※ ただし、以下の特例要件に該当する方は、届出をしていただくことにより国民年金第3号被保険者の認定が可能となります。

- ① 外国において留学する学生
- ② 外国に赴任する第2号被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- ④ 第2号被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められる者
- ⑤ ①から④のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

任意加入の被保険者

- ◆ 日本国籍を持つ海外在住者あるいは年金を受けるために必要な資格期間（受給資格期間）が足りない者などは、**本人の希望**により加入することができます。
- ◆ 任意加入には、次の2つの目的があります。
 - ① **年金の受給権確保**
 - ② **年金額の増額**

任意加入の被保険者

任意加入被保険者

- ◆ 次の（１）～（３）のいずれかに該当する方は、年金の受給権確保や増額を目的として、国民年金に任意加入することができます。

（１）日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の者

（２）日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者

（３）20歳以上60歳未満で老齢年金を受けられる日本国内に住所のある者

注意点

- ・老齢基礎年金の満額を計算する上での480月を超える分は加入できません。
- ・令和3年4月1日以降、日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動（医療滞在又は医療滞在者の付添人）」や「特定活動（観光・保養等を目的とする長期滞在、又は長期滞在者の同行配偶者等）」の方は、任意加入被保険者から適用除外となります。

任意加入の被保険者

任意加入の特例による被保険者

- ◆ 年金の受給権確保を目的として、次の要件に該当する方は、特例により国民年金に任意加入することができます。
 - ・ 昭和50年4月1日[※]以前に生まれた者で、**受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満**の日本国内に住所のある者又は海外に居住する日本国籍を有する者

※令和7年度の年金制度改正により、「昭和40年4月1日以前生まれ」から「昭和50年4月1日生まれ」に拡大されました。

注意点

- ・ 受給権（原則120月の納付だが**合算対象期間（カラ期間）**がある場合は、120月未満の納付でも受給権を得られる）が発生する月以降の期間は任意加入できません！

合算対象期間（カラ期間）

- ◆ 各年金制度に短期間加入した場合、通算して一定期間以上の加入期間があれば年金は支給されますが、通算して期間が足りない場合でも、受給権に結びつけることを目的として設けられた仕組みを**合算対象期間（カラ期間）**といいます。
- ◆ **合算対象期間（カラ期間）**は、一定の状態ですぐれの年金制度にも加入していない期間について、老齢基礎年金の受給資格期間の対象とはするものの、**年金額には反映されません**。

合算対象期間

20歳以上60歳未満の国民年金被保険者として適用除外とされていた期間

- 厚生年金被保険者の配偶者であった期間 昭和36年4月から昭和61年3月
- 学生であった期間 昭和36年4月から平成 3年3月 等

3. 資格の取得・喪失

被保険者資格の取得時期

被保険者となる日

→ 被保険者の種別によって、規定されています。

被保険者資格の取得時期

第1号被保険者

- ① 20歳に達した日 → 20歳の誕生日の前日
- ② 日本国内に住所を有した日

被保険者資格の取得時期

第2号被保険者

厚生年金保険の加入者 → 資格を取得した日
(雇用契約日・入社日)

被保険者資格の取得時期

第3号被保険者

- ① 20歳以上60歳未満の間に第2号被保険者に扶養される配偶者（被扶養配偶者）となった日
- ② 20歳前から第2号被保険者の被扶養配偶者である場合は、20歳に達した日

被保険者資格の取得時期

任意加入被保険者

任意加入の申出をした日

※さかのぼった加入日（資格取得日）での申出をすることはできません。

被保険者資格の喪失時期

被保険者でなくなる日

→ 被保険者の種別によって、規定されています。

被保険者資格の喪失時期

第1号被保険者

- ① 死亡日の翌日
- ② 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日
- ③ 60歳に達した日（60歳の誕生日の前日）

※ 第2号被保険者または第3号被保険者の資格を取得したことにより、第1号被保険者でなくなる場合は、喪失ではなく種別変更となります。

被保険者資格の喪失時期

第2号被保険者

- ① 死亡日の翌日
- ② 厚生年金保険加入者として資格を喪失した日
(退職日または離職日の翌日)
- ③ 65歳に達した日 (65歳の誕生日の前日)
(老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者は除く)

被保険者資格の喪失時期

第3号被保険者

- ① 死亡日の翌日
- ② 60歳に達した日（60歳の誕生日の前日）
- ③ 第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった日の翌日

被保険者資格の喪失時期

任意加入被保険者

～共通の喪失日～

- ① 死亡日の翌日
- ② 資格喪失の**申出が受理された日**
※ 郵送の場合は資格喪失申出書が到着した日。
- ③ 厚生年金保険の**資格を取得した日**
- ④ 第3号被保険者に**該当した日**

4. 届出

被保険者の届出（適用）

第1号被保険者

資格取得、資格喪失（60歳到達を除く）、種別変更、
氏名や住所変更したとき

→ 本人が14日以内に、市区町村長に届出する。

※ 20歳到達による資格取得は地方公共団体情報システム機構から情報提供を受け把握できた場合、死亡による資格喪失、氏名変更及び住所変更については、基礎年金番号に個人番号が紐付いている場合、届出は不要とされています。

被保険者の届出（適用）

第2号被保険者

本人による届出は必要ありません。

→ 加入する厚生年金制度において、**事業主**が手続きを行う。

被保険者の届出（適用）

第3号被保険者

資格取得、資格喪失（60歳到達を除く）、種別変更、氏名や住所変更したとき

→ 配偶者の勤務する事業主・共済組合・健康保険組合を**経由して14日以内に**、厚生労働大臣（日本年金機構）に届出する。

※ 死亡による資格喪失、氏名変更及び住所変更については、基礎年金番号に個人番号が紐付いている場合、届出は不要とされています。

被保険者の届出（適用）

任意加入被保険者

資格取得、喪失申出等の場合

→ **本人が市区町村長に届出する。**

⚠ 資格取得時の注意点

任意加入被保険者の保険料は、原則、**口座振替**によること。

氏名や住所を変更した場合

→ **本人が14日以内に届出する。**

※ 死亡による資格喪失、氏名変更及び住所変更については、基礎年金番号に個人番号が紐付いている場合、届出は不要とされています。

海外からの任意加入手続き

国民年金の任意加入手続きも、市区町村の窓口となっていますが、海外在住者の手続きは、下記のように規定されています。

国内における住所の有無	事務手続き先
<p style="text-align: center;">○</p> <p style="text-align: center;">(日本国内に住所を有したことがある)</p>	<p>国内における最後の住所地であった市区町村役場 (国内協力者がいない場合は、国内における最後の住所地を管轄する年金事務所)</p>
<p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">(一度も日本国内に住所を有したことがない)</p>	<p>千代田年金事務所 (東京都千代田区)</p>

基礎年金番号通知書

初めて公的年金制度に加入する方に、手続きが終わると基礎年金番号通知書（令和4年3月までは年金手帳）が交付されます。

基礎年金番号通知書は、年金を受け取る時や相談を行う時の本人確認として大切なものです。

紛失又は破損した際の基礎年金番号通知書再交付申請書の提出先

第1号被保険者

- 住所地の年金事務所等又はお住まいの市区町村役場

第2号被保険者

- 事業所の所在地を管轄する年金事務所等（事業主経由可）

第3号被保険者

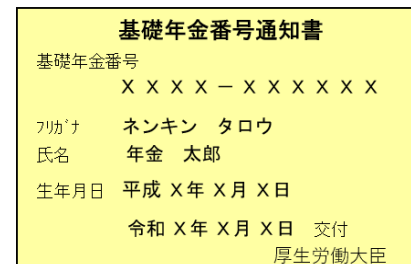
- 配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所等



昭和49年～平成8年



平成9年～令和4年3月



令和4年4月～

5. 保険料

月々の保険料と納付方法

- ◆ 令和8年度の保険料は、17,920円です。
- ◆ 国民年金保険料は、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定を行っています。
- ◆ 毎月の保険料の納期限は、翌月の末日です。
- ◆ 保険料は、以下の方法で納めることができます。

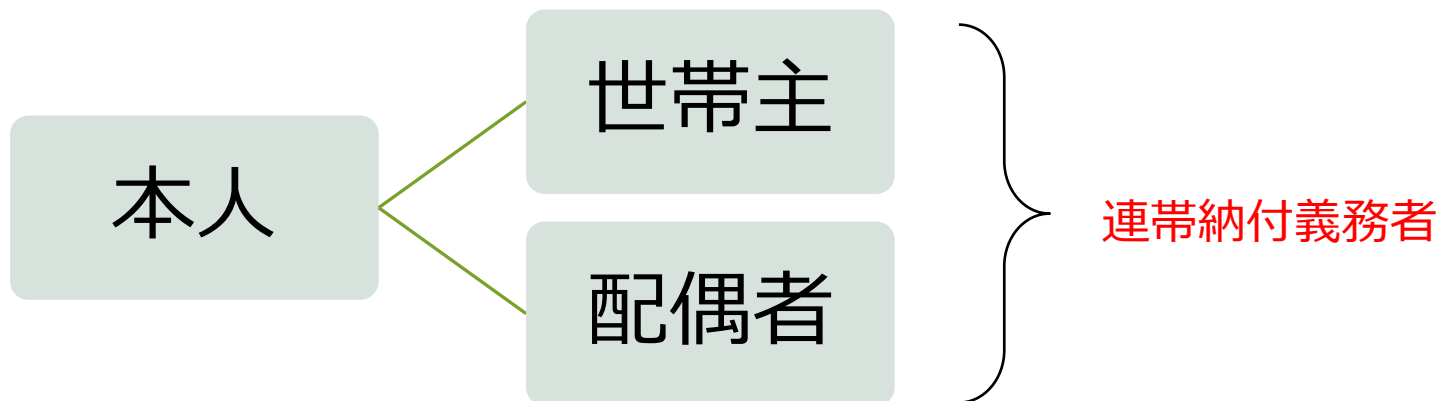


- ◆ 一定期間の保険料をまとめて前払いすることにより保険料が割引される「前納制度」があります。
- ◆ 口座振替による前納は現金での前納に比べて割引額が大きくなります。

保険料の納付義務と時効

保険料の納付義務者及び連帯納付義務者

国民年金保険料の納付義務は国民年金法第88条により第1号被保険者本人のほか、**世帯主**や**配偶者**も**連帯**して保険料を納付する義務を負います。



国民年金法第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

保険料の納付義務と時効

保険料の時効

保険料を徴収する権利は、**納期限の翌日から2年**を経過した時に**時効により消滅**しますので、保険料を徴収することができなくなります。

【令和8年4月分保険料の場合】

納 期 限：令和 8年6月1日

時効起算日：令和 8年6月2日

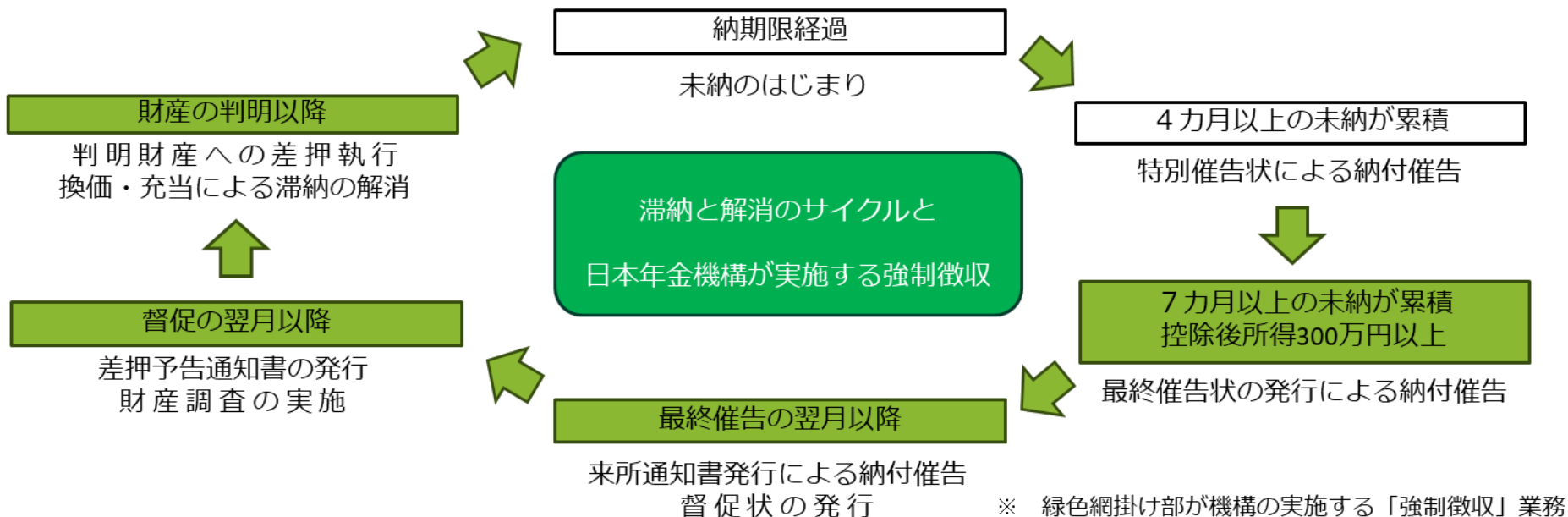
時効完成日：令和10年6月2日

保険料の納付義務と時効

保険料の督促、滞納処分、延滞金

保険料を滞納する者があるときは、期限を指定して督促することができ、督促状により指定する期限までに納付がなければ、**国税滞納処分の例により処分（差押え等）**を行うこととなります。

また、督促状により指定する期限までに納付がない場合には、納期限の翌日から完納又は差押えの日の前日までの期間の日数に応じて計算された**延滞金**が課せられます。



令和8年度の国民年金保険料額

種類	1カ月分		6カ月分		1年分		2年分 (※2)	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付	17,920円	－	107,520円	－	215,040円	－	434,520円	－
納付書 (現金前納)	－	－	106,650円	870円	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円
口座振替	17,920円	－	106,300円	1,220円	210,530円	4,510円	417,150円	17,370円
	17,860円 早割 (※1)	60円						
クレジット	17,920円	－	106,650円	870円	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円

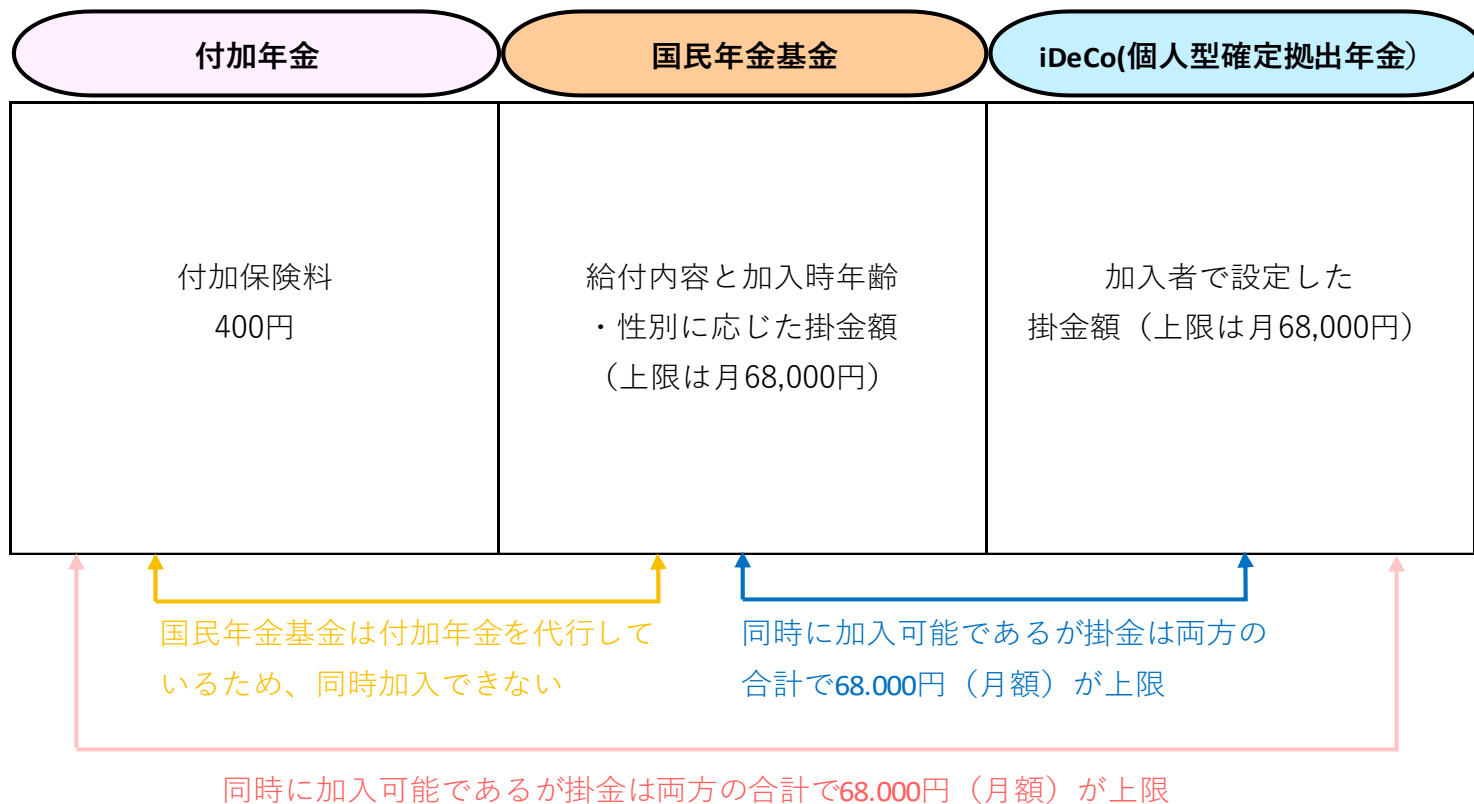
※1 翌月末（納付期限）の口座振替を当月末の口座振替にすると、毎月の保険料が60円割引されます。

※2 2年分の保険料額・割引額については、令和9年度の国民年金保険料を月額18,290円として計算しています。

年金額を増やす方法…付加保険料

- ◆ 国民年金保険料（17,920円※令和8年度）に加えて、付加保険料（月額400円）を上乗せして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。
- ◆ 付加保険料も前納ができます。
- ◆ 申し込みをした月から開始となり、納期限から2年間は納付することができます。（平成26年3月以前は、納期限までに納付が必要。）
- ◆ 国民年金基金加入者は付加年金を納めることはできません。
- ◆ 付加年金と個人型確定拠出年金(iDeCo)は同時に加入することができます。ただし、付加年金と個人型確定拠出年金(iDeCo)をあわせた限度額が68,000円となりますので留意してください。

年金額を増やす方法…付加保険料



iDeCoの掛金は月額5,000円以上、1,000円単位となっているため付加保険料を掛けるとiDeCoの上限は67,000円になります。

※令和8年12月1日よりiDeCoの上限は75,000円に引き上げられる予定です。

付加保険料額

$$\text{付加年金額} = 200\text{円} \times \text{付加保険料納付済期間の月数}$$

(例) 付加保険料を10年間納めた場合

$$\text{付加保険料} \quad 400\text{円} \quad \times \quad 120\text{か月} \quad = \quad 48,000\text{円}$$

$$\text{付加年金} \quad 200\text{円} \quad \times \quad 120\text{か月} \quad = \quad 24,000\text{円}$$

老齢基礎年金に、年間で24,000円が上乗せされます。

6. 免除制度・追納

免除制度

産前産後

**免除
(届出)**

法定

**免除
(届出)**

申請

**免除
(申請)**

納付

**猶予
(申請)**

学生

**納付特例
(申請)**

※ 任意加入被保険者は、保険料免除制度の適用を受けることはできません。

産前産後保険料免除

第1号被保険者が本人の届出により、出産（予定）前後の一定期間の保険料が免除される制度です。

（平成31年4月施行）

該当期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

（死産、流産、早産された方を含みます。）

産前産後保険料免除

手続き

市区町村に「国民年金被保険者関係届書」を提出します。

出産予定日の6か月前から手続き可能です。

なお、免除の対象期間は、平成31年4月以降に限られます。

給付との関係

当該期間は、年金を受けるための期間として計算されるうえ、保険料を納付したもののとして老齢基礎年金額に反映されます。

付加保険料

産前産後保険料免除は、当該期間について付加保険料を納付することができます。

法定免除

次のいずれかの事由に該当するとき、第1号被保険者は、本人の**届出**により納付義務が免除されます。

- ◆ 障害基礎年金などの**2級以上の障害**に関する公的年金の受給権者であるとき（厚生年金保険の障害等級に該当しなくなってから（3級非該当）、3年を経過した者を除く。）
- ◆ 生活保護法の「**生活扶助**」を受けているとき（日本国籍を有する者に限る。）
 - ※「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（通知）に基づく保護を受けている外国人（保護受給外国人）は、法定免除には該当しない。
- ◆ 厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所など）に入所しているとき

法定免除

手続き

法定免除の該当事由が発生した場合、第1号被保険者は、市区町村に「**国民年金保険料免除理由該当届**」を提出します。

また、法定免除の該当事由がなくなった場合、市区町村に「**国民年金保険料免除理由消滅届**」を提出します。

老齢基礎年金の受給資格期間

「**保険料全額免除期間**」に算入される。

老齢基礎年金額の計算

平成21年3月以前の期間…… 1か月を **3分の1** として計算

平成21年4月以後の期間…… 1か月を **2分の1** として計算

該当期間

基準に該当した日の属する月の**前月**から該当しなくなった日の**属する月**まで

申請免除

申請免除の種類	施行年月日	適用期間
全額免除	昭和36年4月1日	昭和36年4月以後の期間
3 / 4 免除	平成18年7月1日	平成18年7月以後の期間
半額免除	平成14年4月1日	平成14年4月以後の期間
1 / 4 免除	平成18年7月1日	平成18年7月以後の期間

全額免除

- ◆ 前年所得が、次の計算式で算出した額以下であるとき

$$35\text{万円} \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 32\text{万円}$$

- ◆ 本人又はその世帯の人が、生活保護法による「生活扶助」以外の扶助を受けているとき
- ◆ 地方税法に定める障がい者、寡婦又はひとり親で、前年の所得が135万円以下のとき

一部免除（一部納付）

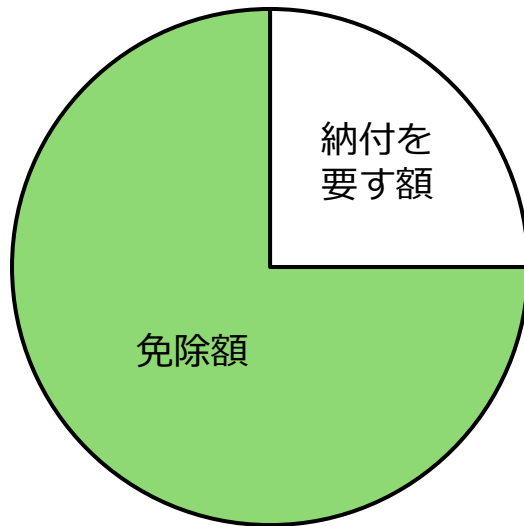
- ◆ 前年所得が、次の計算式で算出した額以下であるとき

3 / 4 免除	88万円 + 扶養親族控除額 + 社会保険料控除等
半額免除	128万円 + 扶養親族控除額 + 社会保険料控除等
1 / 4 免除	168万円 + 扶養親族控除額 + 社会保険料控除等

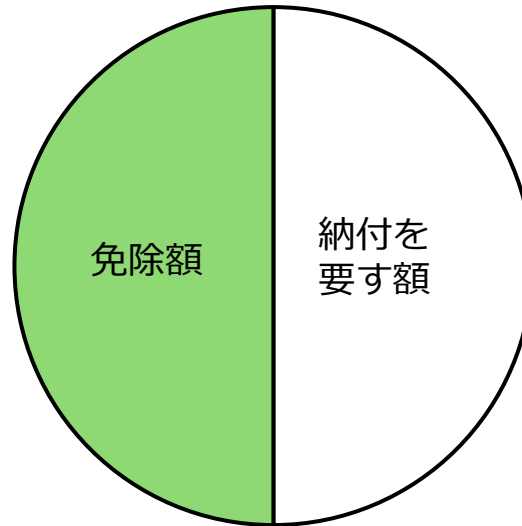
- ◆ 本人又はその世帯の人が、生活保護法による「生活扶助」以外の扶助を受けているとき
- ◆ 地方税法に定める障がい者、寡婦又はひとり親で、前年の所得が135万円以下のとき

一部免除（一部納付）

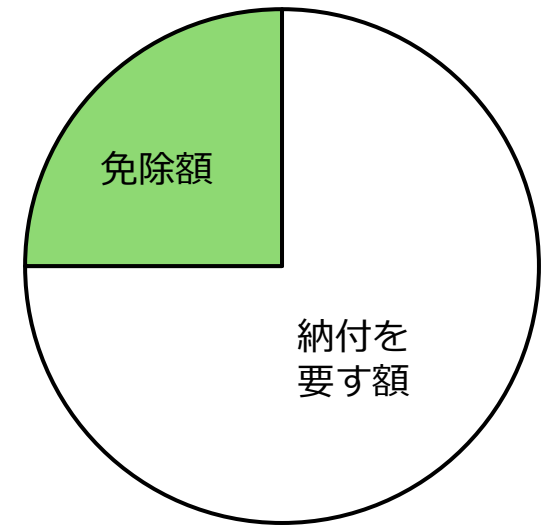
3 / 4 免除



半額免除



1 / 4 免除



※ 納付を要す額を納めていない場合は、**未納扱い**となります。

納付猶予

- ◆ 50歳未満の方で本人及び配偶者の前年所得が次の計算式で算出した額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

(平成28年7月～令和17年6月までの時限措置)

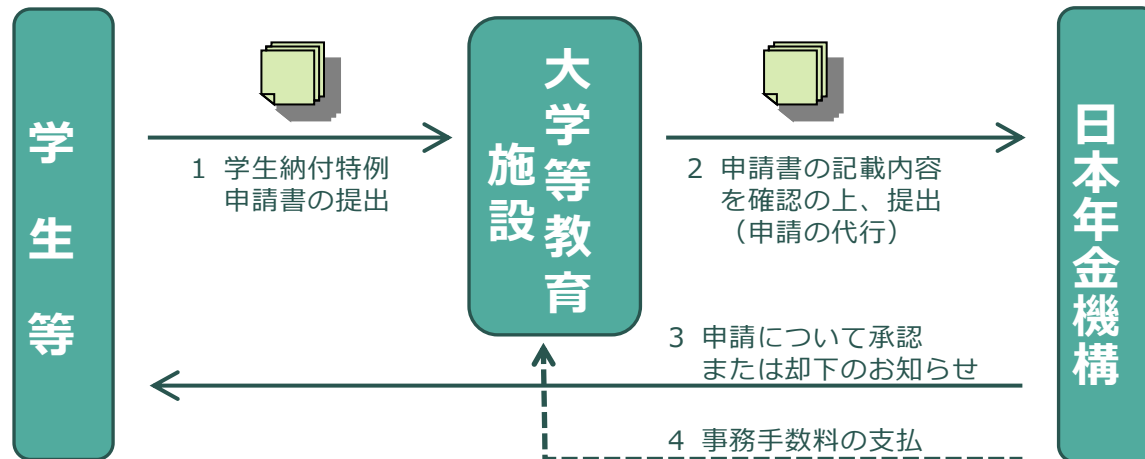
$$35\text{万円} \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 32\text{万円}$$

学生納付特例

- ◆ 学生の方で**本人**の前年所得が次の計算式で算出した額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

$$128\text{万円} + (\text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円})$$

<参考：学生納付特例事務法人制度 代行事務の流れ>



災害、失業等による 免除、納付猶予、学生納付特例の申請

- ◆ 災害により、本人、世帯主、配偶者が属する世帯の世帯員のいずれかが所有する住宅等の財産について、その価格の概ね **1 / 2 以上の損害**を受けたとき
- ◆ **失業**により保険料を納めることが困難なとき
- ◆ **配偶者の暴力 (DV) により**、配偶者 (DV加害者) と住居が異なる者で、**保険料納付が困難なとき**

免除等が申請できる期間

- ◆ 申請免除、納付猶予及び学生納付特例は、過去期間 2 年 1 カ月前まで遡って申請が可能です。
- ◆ 納付対象月の翌月末が非営業日である場合、納期限は翌々月の第 1 営業日であり、保険料徴収権の消滅時効の満了日はその 2 年後であることから、例外として、2 年 2 カ月前まで遡って申請できる場合があります。

免除・納付猶予期間の取扱い

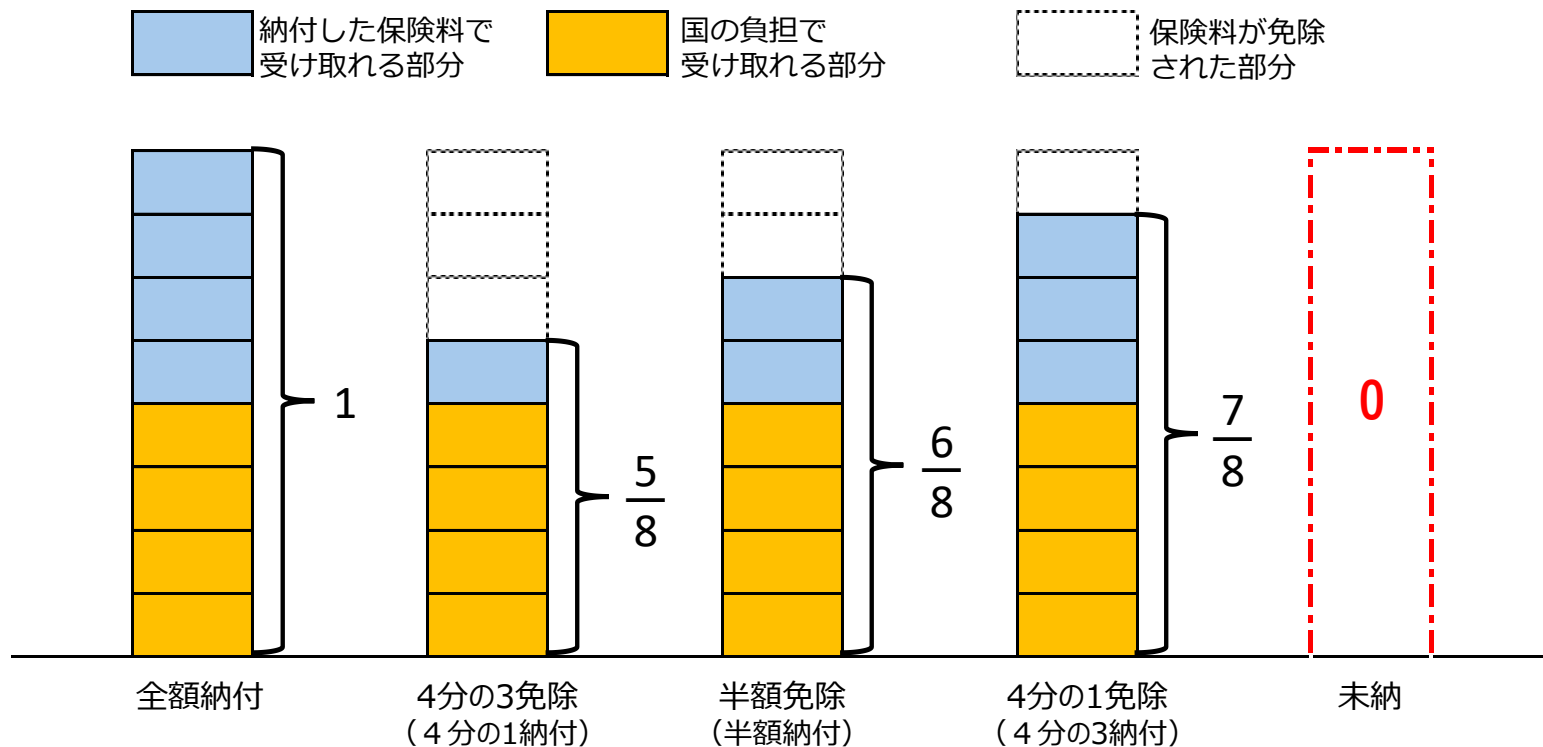
	老齢基礎年金・ 障害基礎年金・ 遺族基礎年金の 受給資格期間に算入されるか？	老齢基礎年金の 年金額に反映されるか？
納付	○	○
産前産後免除	○	○
法定免除 全額免除	○	△ ※2
一部免除 (一部納付)	△ ※1	△ ※1
納付猶予 学生納付特例	○	×
未納	×	×

※1 一部免除（一部納付）の承認を受けている期間については、**一部が免除された保険料を納付していることが必要**です。

※2 一部免除の老齢基礎年金額への反映は次ページを参照。

免除・納付猶予期間の取扱い

- ◆ 一部納付が必要な保険料を納めると、納めた保険料に応じた金額に加えて国の負担分も受け取ることができます。



追納

- ◆ 保険料の免除・納付猶予、学生納付特例を受けた期間及び法定免除に該当した期間（以下、「免除等の承認を受けた期間」という。）の保険料については、本人の申し込みにより追納することができます。
- ◆ 免除等の承認を受けた期間から10年後の同月末までです。
- ◆ 追納の申し込みは年金事務所です。
- ◆ 免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して **3年度目以降**に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた **加算額**が上乘せされます。

追納の注意点

- ◆ 一部免除承認期間については、**納付すべき一部保険料の納付が行われている場合のみ**追納できます。
- ◆ 原則、免除等の承認を受けた期間のうち、10年以内で先に経過した月分**（古い月分）**から**順番に追納**することになります。
ただし、「学生納付特例又は納付猶予」期間より前に「法定免除又は全額免除、一部免除」期間がある場合は、どちらを先に追納するか選択できます。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
法免・申免期間						学特・猶予期間					

どちらを追納するか選択できる

- ◆ 老齢基礎年金を受給権を有している方は追納することはできません。
- ◆ 電話のみで追納の申込を行うことはできません。**（追納申込書の提出が必要です。）**

国民年金の加入手続・免除申請等の電子申請

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請及び学生納付特例申請、付加保険料納付（申出・辞退該当・非該当届）、産前産後免除該当届について、マイナポータルを利用した電子申請が可能です。

マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要ですが、マイナンバー等の情報を活用してスマートフォンやパソコンで簡単に申請できます。

電子申請可能な手続

- 国民年金被保険者関係届書（申出書）
※ 資格取得届・種別変更、付加保険料納付（申出・辞退 該当・非該当届）、産前産後免除該当届の手続に限られます。
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 国民年金保険料学生納付特例申請書